

入院日数が180日を超えた場合の
選定療養費徴収について

180日を超えてご入院されている患者さん（重症等、厚生労働大臣が定める状態の方は除く）について、選定療養費として
1日につき2,935円（税込）を自費徴収させていただきます。

渕野辺総合病院

病院長